

「地域と学校の協働」を推進する方策について

— 建 議 —

平成31年2月

東京都生涯学習審議会

目次

はじめに	1
第1章 地域と学校の連携から協働へ	
1 子供を取り巻く社会状況の変化	2
2 子供たちの状況と学校が対応する課題の複雑化・困難化	2
3 地域と学校の連携・協働に関する施策の動向	3
4 東京都における地域と学校の連携・協働に関する取組の現状	5
(1) 学校支援地域本部事業	
(2) 放課後子供教室推進事業	
(3) 地域未来塾	
(4) 地域の実情を踏まえた地域学校協働活動の展開	
5 「地域教育」の必要性ー人口減少時代における持続可能な地域づくり	8
(1) 持続可能な地域社会づくりを進める地域教育	
(2) アクティブ・シニア（元気高齢者）の社会参加を推進する	
第2章 今後東京都が目指すべき「地域と学校の協働」の在り方	
1 地域と学校の協働における「地域」の捉え方	13
2 子供の発達における地域コミュニティの役割	13
3 地域学校協働活動がもたらす効果	14
4 地域コミュニティづくりの拠点としての学校の機能を高める	16
5 学校内に地域交流の拠点を設置する	19
第3章 都立高校等における「地域と学校の協働」の進め方	
1 高校生が地域コミュニティとつながる意義	23
2 企業・NPO等と都立高校との協働の必要性	25
3 都立学校に「個に応じた支援」の視点を ー自立支援チーム派遣事業の取組	27
4 高校生支援にユースワークの視点を取り入れる	29
5 都立高校生を対象とした学びのセーフティネットをつくる	31
6 今後の都立学校公開講座の在り方	32
おわりに	35
参考資料	
1 第10期東京都生涯学習審議会委員名簿	
2 第10期東京都生涯学習審議会審議経過	

はじめに

子供たちの教育を進める上では、学校だけでなく、家庭や地域が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われる重要性は、以前から指摘されてきた。

平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、「地域学校協働活動の推進」が教育委員会の事務として位置付けられ、地域と学校の関係は、「連携」から「協働」に発展させていくことが求められている。

この法改正を受け、第 10 期東京都生涯学習審議会は、平成 30 年 2 月に義務教育段階での「地域と学校の協働」を推進していくための方策について審議した内容を「中間のまとめ」として公表した。

中間のまとめでは、地域と学校の協働に向け、地域コーディネーターを核に現在都内各地で取り組まれている学校支援地域本部、放課後子供教室、地域未来塾を一体的取組に発展させていく方向を示すとともに、地域コーディネーターの諸活動をバックアップする役割を担う統括コーディネーターを区市町村単位で配置することを提案した。

今回の建議では、中間のまとめを踏まえ、アクティブ・シニア（元気高齢者）をはじめとした地域の人々の交流拠点として、学校を活用することの重要性について指摘するとともに、都立高等学校等にとって「地域と学校の協働」を進める意義について整理した。

本格的な人口減少時代にあって、次代を担う子供たちが健やかで心豊かに成長を遂げていくためには、地域コミュニティを子供の成育空間として再生していく取組を進めることが急務である。

本建議が都内全域に地域学校協働活動を広げていくための議論のきっかけとなれば幸いである。

第1章 地域と学校の連携から協働へ

1 子供を取り巻く社会状況の変化

- 東京都の合計特殊出生率は、近年上昇傾向にあるものの、都道府県別で見ると最低の水準（2017年で1.21）となっている。その一方で、2017年の高齢化率は23.3%であり、今後も高齢者人口の増加が続き、2025年には、東京都においても人口減少社会へ突入していくと予想されている。このような社会にあって、都民の誰もが希望や活力を持って活躍し、成長し続ける持続可能な社会を創り出していくことが求められている。
- また、グローバル化や情報化の進展、人工知能（AI）を活用した技術革新等により、私たちの社会や生活は大きく変わっていくことが予想される。例えば、10～20年後、現在ある職業の約49%がAIやロボット等で代替される可能性があるという調査結果¹もあるなど、将来の社会の姿を見通すことが一層困難な状況になっている。
- 一方、都市化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、子供たちの成育を支える環境は大きく変化している。地域社会において、多様な人々とのつながりや交流が減り、地域の教育力の低下が指摘されるなど、人と人とのかかわり合いの中で学ぶ機会や場の確保が難しくなっている。
- また、基本的な生活習慣を培う家庭の教育力の低下も指摘されている。そして、家庭の経済事情や養育環境により子育てに困難を抱える家庭が増加し、子供の貧困や虐待等が社会問題として取り上げられている。

2 子供たちの状況と学校が対応する課題の複雑化・困難化

- 予測困難な社会の中で、東京の未来を担う子供たちには、将来起こり得る様々な変化に積極的に向き合い、他者と協力し、新しい価値を創造していく力が必要となる。また、子供たちの学力や基礎体力の向上を図るとともに、自己肯定感や非認知能力²を高めることも重要な課題となっている。

¹ 株式会社野村総合研究所「“2030年”から日本を考える。“今”から2030年の日本に備える」、2015（平成27）年12月を参照

² 非認知能力とは、近年、幼児教育の分野で注目を集めている経済学や心理学の用語で、自己認識（自信、やり抜く力）、意欲、忍耐力、自制心、社会的適性、対処能力、性格的特性といったものが挙げられる。これらの能力は、集団行動と失敗・挫折の経験を通じて鍛えられるものが多く、学力をはじめとした一人で学べるものを含む認知能力とはその性格を大きく異にする。

- 近年、いじめや不登校への対応をはじめ、要保護及び準要保護の児童・生徒の増加³、障害により特別な支援を要する児童・生徒や日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加等、学校⁴が対応する課題はますます複雑化・困難化している。
- こうした中で、学校では新学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」⁵の実現をはじめ、主体的・対話的で深い学びの実践が求められている。加えて、小学校ではプログラミング教育⁶等、新たな教育テーマの導入も予定されている。
- その一方で、学校の働き方改革が求められており、教員一人一人の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することで、学校教育の質の維持、向上を図ることが、教育行政にとって喫緊の課題となっている。
- 子供たちの教育を学校のみで担うことは質的にも量的にも困難である。子供たちが健やかに成長を遂げるには、学校・家庭・地域住民等の連携による「社会総がかり」の取組を進めていくことが不可欠である。

3 地域と学校の連携・協働に関する施策の動向

- これまでの東京都における地域と学校の連携に関する施策は、第5期東京都生涯学習審議会答申（平成17年1月）が提起した「地域教育プラットフォーム構想」の考え方に基づき、実施されてきた。
- この構想は、地域社会がこれまで有してきた教育的機能を、地域を舞台に学校・家庭・地域の教育力を再構築し、人々のつながりを通じて「安心・信頼・支え合いのネットワーク」を作ることを目指している。
- 平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を受け、平成29年3月には社会教育法が一部改正された。

³ 平成27年度における東京都児童・生徒の就学援助率（要保護・準要保護）は、20.47%であった。（出典：文部科学省「平成27年度 要保護及び準要保護児童生徒数について」）

⁴ ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校及び中等教育学校をいう。

⁵ 新学習指導要領によれば、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実施していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」と指摘している。

⁶ プログラミング教育とは、「プログラミング的思考」を身に付ける教育のことで、平成32年度に小学校で実施される学習指導要領では「自分が意図する一連の活動を実現するためにどのような組合せが必要であり、ひとつひとつの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていく力」と定義している。

- 法改正では、教育委員会の役割として「地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他必要な措置を講ずる」ことが盛り込まれた⁷。
- 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を拠点とした持続可能な地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことである。

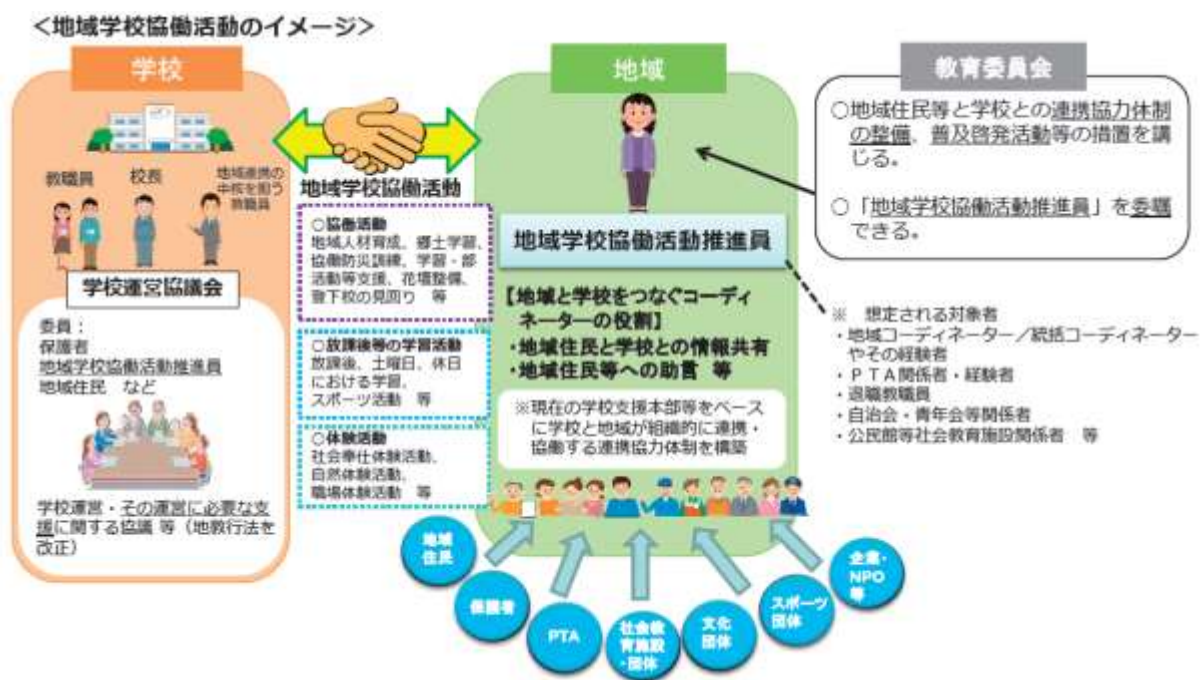


図1 地域学校協働活動のイメージ

- また、地域学校協働活動を推進するため、文部科学省は平成20年度に施策化した学校支援地域本部事業に代わり、平成29年度から地域学校協働活動推進事業を施策化し、地域学校協働活動を推進する仕組みづくりに取り組んでいる。
- 社会教育法の一部改正と同時期に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置が努力義務化された。

⁷ この法改正では、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、「地域学校協働推進員」を配置することも明記されている。地域学校協働推進員とは、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う者のことをいう（社会教育法第9条の7）。

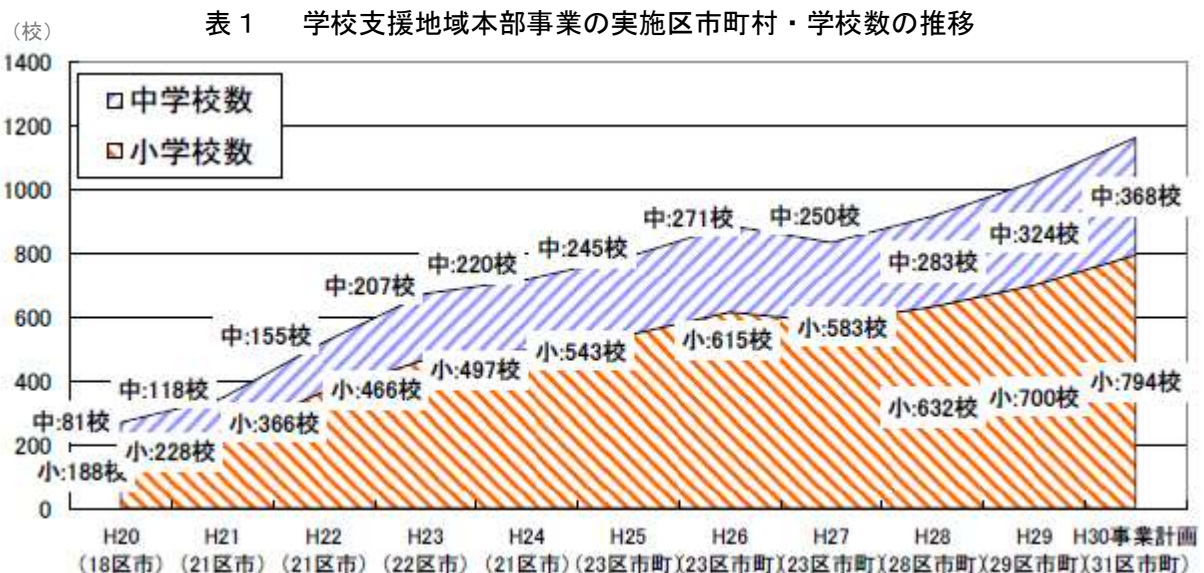
- 国の施策動向を見ると、今後の学校運営に当たっては、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールがパートナーシップを構築し、効果的な連携を図りながら進めることを展望していることが分かる。これからは、地域の実情を踏まえながら、地域と学校が協働する仕組みづくりを通じて、次代を担う子供たちの育成に取り組んでいく必要がある。

4 東京都における地域と学校の連携・協働に関する取組の現状

- 東京都教育委員会では、平成 17 年 1 月の第 5 期東京都生涯学習審議会答申で提唱した「地域教育プラットフォーム構想」を受け、地域と学校の連携を推進する取組を開始した。
- その後、国が放課後子供教室推進事業（平成 19 年度から）や学校支援地域本部事業（平成 20 年度から）を相次いで国庫補助事業化したことに伴い、これらの補助事業を活用しながら区市町村の地域と学校の連携に向けた取組を支援してきた。

(1) 学校支援地域本部事業

- 学校支援地域本部事業は、学校の求めに応じて必要な支援を地域住民等が行えるようにするための仕組みづくりを目指し、平成 20 年度から実施されてきたものである。平成 30 年度の計画⁸では、31 区市町の小学校 794 校（全小学校数の約 66%）、中学校 368 校（全中学校数の約 65%）で実施されている。



⁸ 東京都では、学校支援地域本部事業の名称を平成 30 年度から「地域学校協働活動推進事業」に変更した。

- この事業の核となるのが、地域コーディネーターの存在である。学校や地域住民、企業、団体、関係機関等の幅広い関係者との間で教育支援ネットワークを形成することや調整を行うことが期待されている。
- 地域コーディネーターが担う役割、求められる能力をまとめると、以下のようになる。

〔地域コーディネーターが担う役割〕

- ・ 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・ 学校と地域住民、企業、団体・機関等の関係者のネットワーク
- ・ 地域ボランティアの募集・確保等

〔地域コーディネーターに求められる能力〕

- ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有し、深い関心と理解がある。
- ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解し、学校の実情や教育方針への理解がある。
- ・ 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができる。
- ・ ファシリテート能力にたけている。 等

- 平成 30 年度（計画）では、2,177 名の地域コーディネーターが活動を行っている。地域コーディネーターの属性としては、元 P T A 関係者（51%）や現 P T A 関係者（13%）、学校運営協議会関係者（11%）となっている。これを見ても分かるように、地域コーディネーターの依頼は、主として学校関係者を介して行われている。また、男性が 26%、女性が 74%であり、年齢構成としては、50 歳代が 41%、40 歳代が 35%、60 歳代以上が 22%となっている。
- 校種別の活動内容を見ると、小学校は「登下校安全指導」（38%）、「学習支援（授業補助）」（21%）、「環境整備」（15%）、「学習支援（補習等）」（12%）となっており、中学校は「部（クラブ）活動指導」（51%）、「環境整備」（15%）、「学習支援（補習等）」（11%）、「学習支援（授業補助）」（8%）などとなっている（平成 28 年度実績）。

(2) 放課後子供教室推進事業

- 放課後子供教室推進事業は、放課後や週末等に小学校等を活用して、安心・安全な居場所を設け、地域の人々の協力を得て、子供たちに学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流機会などを提供することを目指した学校教育外の取組である。
- 平成 27 年度からは、国が策定した総合的な放課後対策である「放課後子ども総合プラン」に基づき、東京都教育委員会が実施する「放課後子供教室推進事業」と福祉保健局の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」の両事業が連携した取組を展開している。

- 平成 29 年度の事業実績としては、55 区市町村で 1,240 教室（都立特別支援学校 13 教室実施分含む。）が実施されており、子供の安全・安心な居場所として一定の機能を発揮していると評価できる。また、放課後子供教室においても体験教室の企画・運営、学校施設等開放の管理・運営などを担う放課後子供教室コーディネーターが配置されている。

(3) 地域未来塾

- 地域未来塾は、経済的な理由や家庭の事情等により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない中学生等に対し、地域の人々の協力により学習支援を行う取組として、平成 27 年度に文部科学省が施策化したものである。
- 東京都教育委員会が事業を開始した平成 28 年度には 15 区市村、平成 29 年度には 21 区市村、そして平成 30 年度には 29 の区市村で実施されている。東京都教育委員会が実施した調査（平成 29 年度「地域未来塾の成果に関する調査」）によれば、地域未来塾に外部人材等を活用した成果として、「放課後の学習支援が実現した（85.7%）」、「必要とする児童・生徒に対して個別指導（76.2%）」、「自習等の環境づくり（66.7%）」等が挙げられている。
- また、事業実施上の課題としては「人材の安定的な確保（85.7%）」、「児童・生徒の継続的な参加（66.7%）」、「成果把握の困難さ（61.9%）」等が指摘されている。
- 地域未来塾でも、学習支援等の活動に関する各種調整やプログラム企画等の実施を担当するコーディネーターが配置されている。

(4) 地域の実情を踏まえた地域学校協働活動の展開

- 地域学校協働活動を安定的・継続的に実施していくために、従来の学校支援地域本部の取組を地域学校協働本部へと発展させていくことが求められる。
- 地域学校協働本部とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制である。これまでの学校支援地域本部は、地域による学校を支援するという一方向的な取組の推進を目指していたのに対し、地域学校協働本部は、地域住民が主体的に実施する社会教育活動に子供たちが参加することの重要性を踏まえるとともに、地域と学校の間で双方向の関係を構築し、活動（地域学校協働活動）を展開することを目指している。
- 地域学校協働本部づくりを進めるに当たっては、地域と学校の双方が次代を担う子供たちをどのように育成していくのかという目標について共通認識を持つことが重要である。

- 以下に、地域学校協働活動の具体的な取組例を示した。この例にもあるように、地域学校協働活動は多岐にわたるものである。

- 1 地域課題を解決する諸活動（社会教育活動、地域福祉活動等）への子供たちの参加
- 2 放課後における学習・体験活動（放課後子供教室、地域未来塾等）
- 3 多様な教育ニーズのある子供たちへの学習支援活動（外国籍の子供、特別な支援が必要な子供等）
- 4 企業や大学・NPO等の人材を活用した教育支援
- 5 中学校部活動への支援
- 6 その他、学校への多様な協力活動（教育環境整備、登下校見守り、学校行事への支援等）

- 地域学校協働活動は多岐にわたる活動であることから、まずは地域コーディネーターを確保し、地域の実情に応じて地域による学校への「支援」から取組をはじめ、地域と学校の「連携」そして「協働」へと段階的に発展させていくことが望ましい。

5 「地域教育」の必要性—人口減少時代における持続可能な地域づくり

(1) 持続可能な地域社会づくりを進める地域教育

- 平成30年6月15日、「第3期 教育振興基本計画」が閣議決定された。ここでは、2030年以降の社会状況を踏まえ、今後、教育として取り組むべき課題が示されているが、社会状況の変化として第一に指摘されているのが「人口減少・高齢化の進展」である。国においては、2030年にかけて20代及び30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が日本の総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口減少の加速化が予想されている。
- 本格的な人口減少社会への対応を考えていく上で、持続可能な開発目標（SDGs）⁹の理念を生かしていくことが求められている。そこで重要となってくるのがESD¹⁰（持続可能な開発のための教育）という考え方である。
- ESDとは、世界には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これら現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてこのことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことを指す。

⁹ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものである。

¹⁰ ESDとは、Education for Sustainable Development の訳である。

- 持続可能な社会づくりを実現するためには、人々がまず身近な生活の課題をE S Dの視点から考え、学び合い、その解決に向けた活動を、地域で展開することが重要である。
- そこで、重要となってくるのは「地域教育」という捉え方である。本審議会は第5期答申（平成17年1月）において、地域教育力を総体として高める仕組みとして「地域教育プラットフォーム構想」を提案した。この構想のベースには「地域プラットフォーム」¹¹という考え方がある。
- この地域教育プラットフォーム構想を具現化した仕組みが地域学校協働本部であると捉えることができる。地域学校協働本部を設置することにより、地域において人々のつながりや共同的な関係づくりを通じて、E S Dの視点を踏まえた取組を実践することで、S D G sが目指す教育の目標（「すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を提供する」、目標4）を具現化していくことが可能となる。
- これらのことを踏まえ、社会教育事業の目指すべき姿を示したのが図2である。

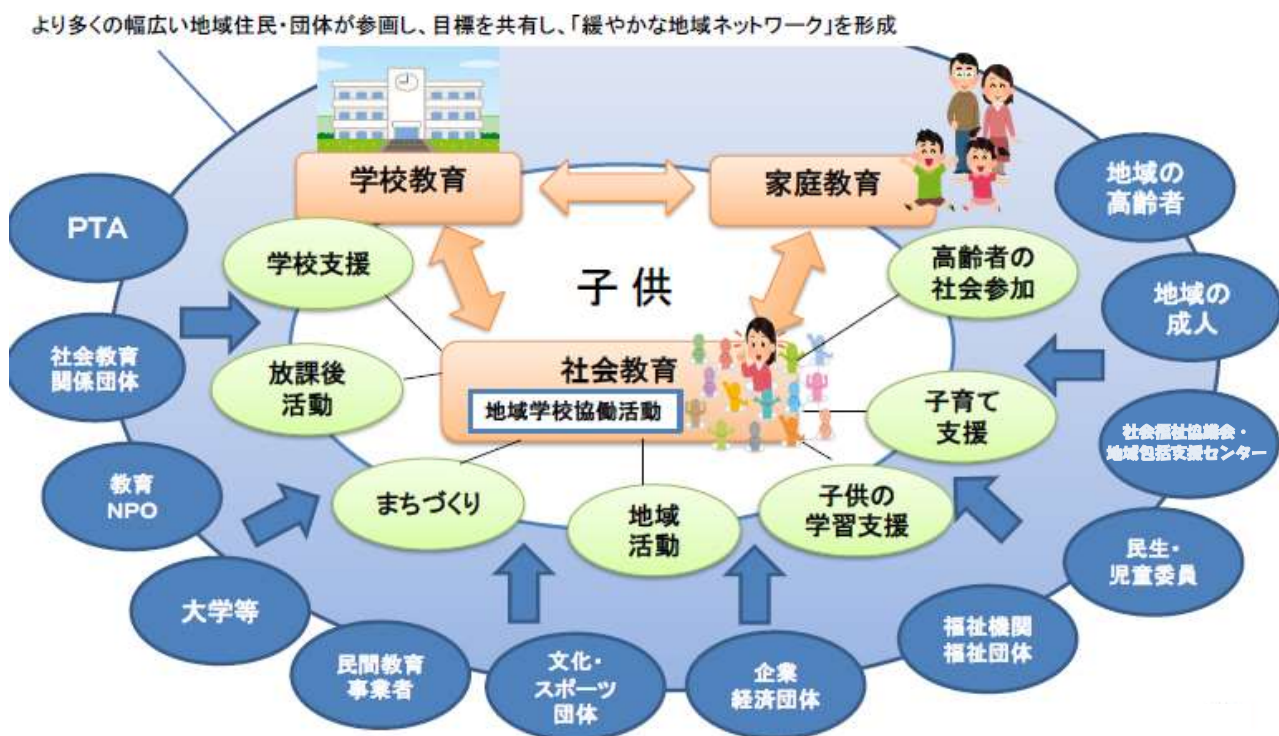


図2 これからの社会教育事業の目指すべき姿

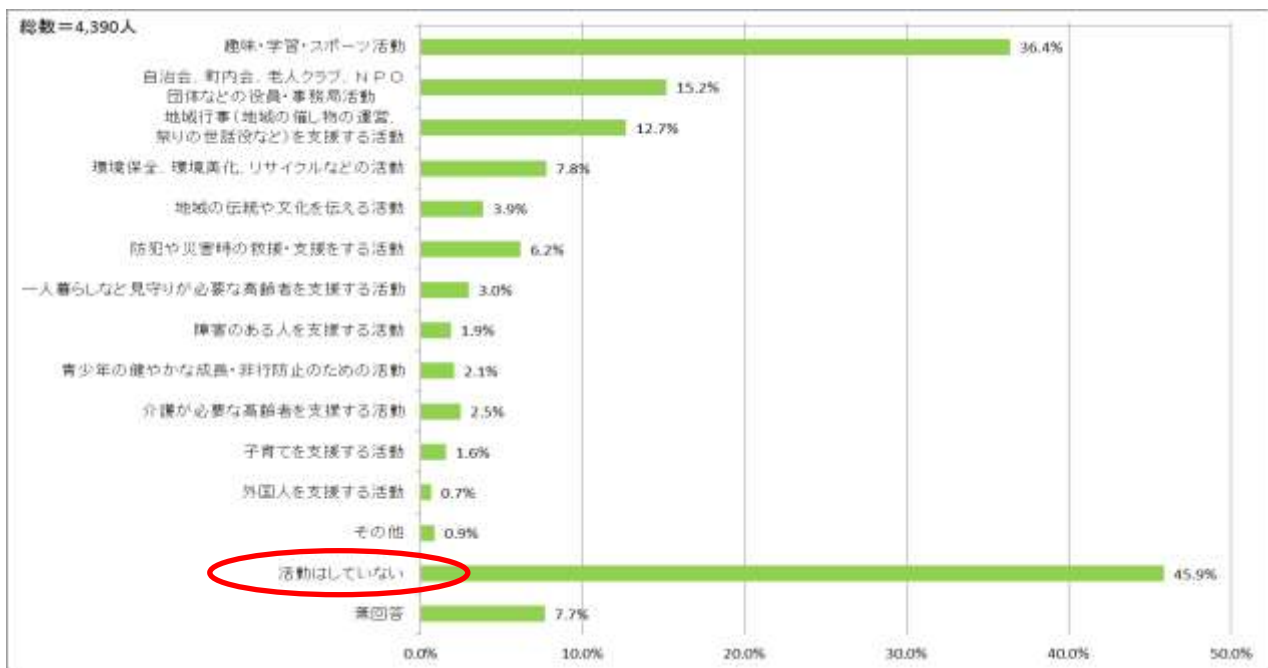
¹¹ 地域プラットフォームとは、①地域に蓄積された社会資源の有効活動を図るための情報基盤整備を行う、②住民のネットワークから得た多様な情報や人材を結集して、地域課題の解決策を提案する、③地域で展開される様々なプロジェクトをつなぐ役割を担うことで、複合的な事業展開を可能にする、などの機能を持った、地域における「新たな公共」を生み出すための総合的な支援体制の整備を目指した「中間支援のしくみ」のことを指す（第5期東京都生涯学習審議会答申、平成17年1月、p.20を参照）。

- 東京都として、今後目指すべきは、従来の地縁関係団体だけではなく、NPOや企業等の地域における子供を育成する活動への参画を進めることにより、地域の教育力を向上させることである。そのことにより、持続可能な地域社会づくりの基盤づくりが進み、地域課題の解決が図られていく。

(2) アクティブ・シニア（元気高齢者）の社会参加を促進する

- 人口減少社会の下、持続可能な地域社会づくりを進めていく上で着目すべきは、アクティブ・シニア層の社会参加を促進する取組である。これは、人口減少社会において、社会の活力を維持・発展させていく上で不可欠なことである。
- 東京都福祉保健局の「福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』平成27年度」によれば、高齢者の社会参加の実態は表2のようになっている。

表2 高齢者の社会参加の状況



- 表2によれば、高齢者の45.9%が「(社会参加に関する)活動はしていない」と回答している。趣味やスポーツ活動、そして自治会活動等社会参加の割合が高い地域ほど、高齢者の認知症やうつ、転倒のリスクが下がることが科学的に実証されており、地域社会との関係が希薄になりがちな高齢者を社会参加の場に呼び込む対策を講じる必要がある。
- 現役時代には職場と住まいとの往復が生活の大部分を占め、地域社会との接点をあまり持つことがなかった企業人が定年後、「自分の住んでいる地域に居場所がない」と悩むケースが少なくない。

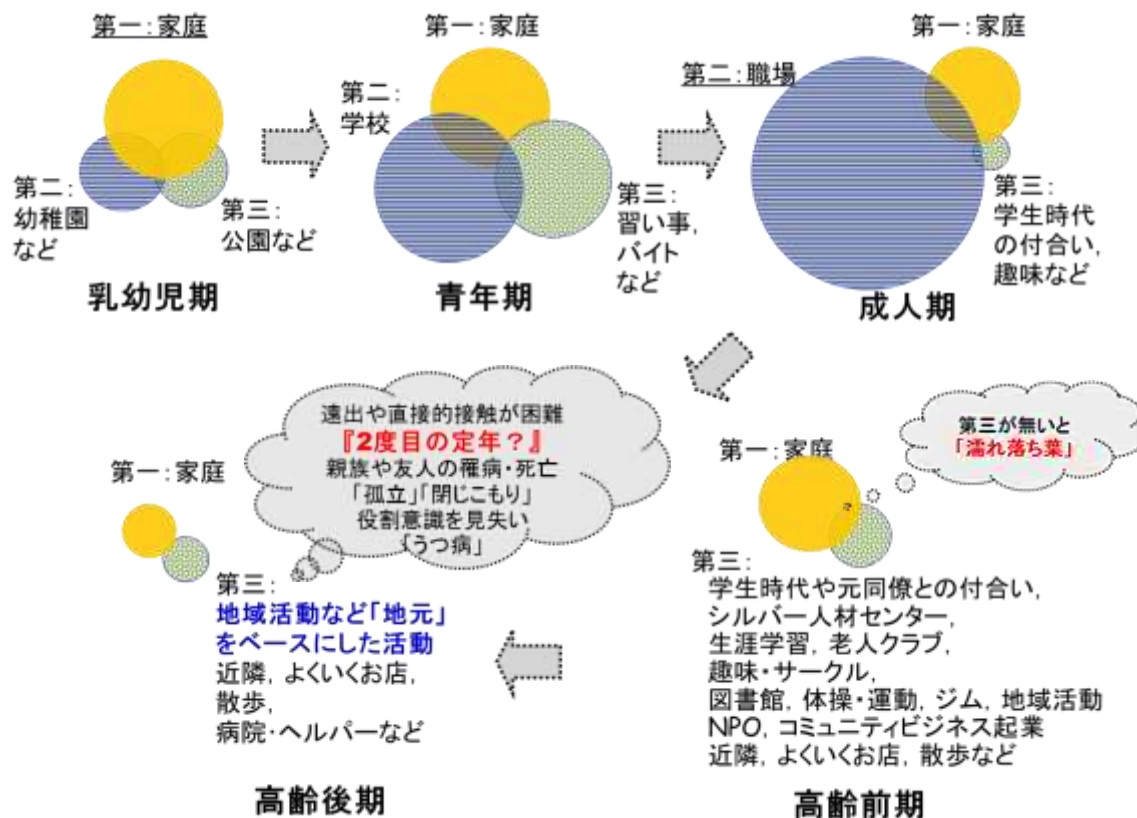


図3 企業人の居場所の移り変わり
(出典)澤岡(2013)を一部改変

- 図3は、企業人¹²にとって高齢期に求められる「第三の居場所」¹³の重要性を示したものである。高齢期の生活を送る上で、最も長い時間を過ごすのが地域社会であり、定年退職とともに失われる居場所と出番（社会的役割）を補完しうる場である。
- また、地域社会の中で多様な活動を行っていると考えられている専業主婦層の女性たちの中にも居場所探しに悩む人たちもいる。専業主婦として生活し続けてきた女性においては、子育てが終わる40～50代に重要な居場所であった家庭の比重が急激に小さくなると同時に、子供を介して成立していた地域社会とのつながりの機会も減少していく。
- 人生100年時代に入り、高齢期延長に伴い、長期にわたる地域社会での生活が待っている。特に自立度が低下していく70歳代半ば（いわゆる後期高齢期）以降においては、徒歩圏における自己実現の場（居場所）をどのように地域社会で確保するか、その方策を打ち出すことが求められている。

¹² 企業人の中には男性だけではなく、当然女性も含まれるが、シングル女性層の場合は、結婚等による離職をした層と比べ、現役時代も退職してからも地域社会との接点が少ないことが指摘されている。また、行政等が企画する退職者講座も男性を主たる対象にしているなど、専業主婦層とは、異なった形で地域の居場所づくりや地域活動への参加を促す施策が必要であるという指摘がある。(澤岡詩野「徒歩・自転車圏に『第三の居場所』を創り上げる意味」全国市長会編「市政」、2013年7月号、p.22-24)

¹³ 澤岡詩野によれば、「子どもや親といった血縁に基づく『家庭』、同僚や同級生といった組織的な枠に基づく『職場や学校』」に続き、「第三の居場所」に分類される。(前掲12参照)

- そこで、本審議会としては、高齢者の社会参加の場として、学校教育への支援活動をはじめとした次代を担う子供たちへの教育支援活動を位置付けていくことを提案する。老年学（gerontology）¹⁴の視点からは、高齢者が社会参加活動を行うことにより、主観的健康感や生きがい形成への肯定的な効果を持つとされており、地域づくりや地域教育の担い手として、アクティブ・シニア（元気高齢者）の役割を積極的に位置付けていく必要がある。

- また、高齢者の教育参加を進めることは、子供たちにとっても大きな意味がある。例えば、幼児期から高齢者との頻繁な交流を経験した子供は、高齢者の存在をポジティブに捉えられる傾向があり、イメージが肯定的であるほど高齢者との交流活動に積極的に取り組む意欲があるという調査結果¹⁵もある。

¹⁴ 老年学とは、発達心理学から派生した学問で、老齢化又は老いることについて心理学的立場から考える学問である。研究分野としては、高齢者の健康と福祉、社会参加、衣食住とその条件整備、年金、メンタルケアなどを守備範囲としている。

¹⁵ 例えば、田中慶子「超高齢社会における世代間交流のあり方」信州大学教育学部紀要、119号、2007年、pp.147-156

第2章 今後東京都が目指すべき「地域と学校の協働」の在り方

1 地域と学校の協働における「地域」の捉え方

- 地域学校協働活動を進める上で、「地域」をどのように捉えるか。行政分野・領域により、「地域」の捉え方は異なる¹⁶が、本審議会が重視するのは、その圏域に暮らす人たちが生活機能を共有し、生活の基盤を共有しているという点にあり、これを「地域コミュニティ」と呼ぶこととする。かつての地域は、農業社会の下、地縁・血縁をベースにした生活共同体であった。しかし、現代社会の状況下では、「地域の子供たちを健やかに育てる」「地域の高齢者が生き生きと活躍する場をつくる」といったテーマ(目標)の下に、人々がつながり、その地域を豊かにしていくための営みを地域コミュニティとして押さえる必要がある。換言すれば、徒歩圏内であり、自助・互助・共助による地域運営が可能で、住民が帰属意識を持っているということが地域コミュニティの特徴である。

2 子供の発達における地域コミュニティの役割

- かつての子育ては、親族や地域社会の互助を前提として行われてきたが、少子高齢化や核家族化の進展は、地域社会の関係性を希薄化させ、現在では家庭を中心とした子育てに重きが置かれるようになった。保護者同士が子育てに関し、相互扶助的関係を築けなくなり、子育てをしている保護者が育児不安や育児ストレスの相談ができないなどといった社会的孤立状態を招いている。
- 子供たちは異年齢集団による群れ遊び等を通じ、仲間との関わり方を学び、運動能力をはじめとした基礎的な力を身に付けていった。それが都市化の進展及び都市の過密化により、子供たちが群れる場であった原っぱ、空き地、路地などが消滅し、公園ですら子供たちが自由に遊べる場ではなくなってきた。加えて、地域の教育力の低下や核家族化をはじめとした世帯規模の縮小に伴い、子供たちがメンターの役割を果たす大人たち(祖父母や親戚、地域住民等)と関係を持つ機会も失われている。このようにして、地域や家族が子供たちの成育空間として機能しえなくなってきた。その結果、子供たちの孤立化¹⁷状況が進んでいった。
- 子供たちの孤立化は、勉学や遊び、スポーツ等といった子供たちの生活意欲を喚起する機会の喪失を招き、ひいては、子供たちの身体性・社会性、感性、創造性などの獲得を困難にさせている。

¹⁶ 例えば、高齢福祉の分野では「日常生活圏域」という考え方がある。これは、市町村介護保険計画において、地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める区域を差し、概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域とされているなど、行政領域によって、地域の基本単位の考え方は様々である。

¹⁷ 子供たちの孤立化状況が進んだ背景には、携帯型ゲーム機やオンラインゲーム、SNS等の発達により、子供たちの遊びの内容にも大きな変化があったことも指摘できる。

- 地域の関係性を説明する概念として、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）という考え方がある。この概念を普及する上で中心的役割を果たしたのは、アメリカの政治学者のロバート・パットナムである。パットナムによればソーシャルキャピタルとは、「社会的なつながり〈ネットワーク〉とそこから生まれる規範・信頼であり、共通の目的に向けて効果的に協調行動へと導く社会組織の特徴」とされ、信頼・規範・ネットワークの三つを主たる構成要素としている。
- パットナムはソーシャルキャピタルの概念が適用される領域の一つに「教育・児童福祉」があり、「児童の家庭内、学校内、友人集団内、そしてより大きなコミュニティにおける信頼、ネットワーク、互酬性の規範は、広範な影響を児童の機会と選択に、そして行動と発達に与えている」と指摘している。
- 家庭のみならず、地域コミュニティの構成員の子供の教育・育成に対する高い志向性が、子供を伸ばし、励まし、刺激することで教育の達成を促進していくことから、地域コミュニティが子供の成育空間として再び機能することを目指し、地域学校協働活動の内容を構成していく必要がある。

3 地域学校協働活動がもたらす効果

- 本審議会の中間のまとめ（平成30年2月）で指摘したように、これまで地域が学校を応援・支援するという一方向の関係性で行われてきた関係を、今後は地域学校協働活動を通じて、地域と学校の間を「連携 (cooperation)」そして「協働 (collaboration)」へと発展させていくことが求められている。
- 「協働」とは、「連携」よりも一歩踏み込んで、複数の主体が、何らかの目標を共有し、対等の立場で協力し、活動することを指す。
- 地域学校協働活動には大別して、①地域コミュニティと学校との協働と②地域コミュニティ内における多様な主体や多世代との協働がある。
- まず、「地域コミュニティと学校との協働」についてであるが、これは「学校・教員にとって、協働がもたらす効果」と「地域コミュニティ（の構成員）にとって、協働がもたらす効果」に分けて整理することができる。
- 学校・教員にとって、地域学校協働活動がもたらす効果は、地域住民等の多様な教育支援人材が学校の教育活動に参加することにより、「社会に開かれた教育課程」の趣旨に適った教育活動の展開が可能となる。加えて、学校運営に当たっても、部活動支援人材の確保や登下校の安全指導、教育環境整備等にも地域住民の協力を仰ぐことができ、学校の働き方改革にも寄与することができる。

- 地域コミュニティにとっての効果は、次代を担う子供たちの育成を目指し、地域住民や職業人・社会人が地域学校協働活動に参加することが、各々の人たちにとっての自己実現に資するということである。特に高齢者にとっては、健康の維持・増進や生きがいづくりだけでなく、実際に地域コミュニティづくりに貢献するという機会を得ることができるようになる。
- 次に地域学校協働活動には、いわゆる地域住民等が主体となって取り組む社会教育活動も含まれる。例えば、放課後や休日に子供たちの居場所を提供する活動や学習支援の活動、そして、「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者」¹⁸に対する支援活動も地域学校協働の一つであると考えられることができる。
- また、地域コミュニティの活動自体を活性化させることも重要なことである。若年世代、成人世代、高齢者世代等、多世代が気軽に集まり、交流できる場所や拠点を作ることなども重要である。
- 地域コミュニティにおいて多世代協働を進めることは、その地域のソーシャルキャピタルを醸成することにつながり、子供の育ちを支える基盤が地域の中で形づくられることにもつながる。
- これらの地域学校協働活動を進める上で、不可欠な存在が地域コーディネーターである。地域コーディネーターには、地域と学校の協働を推進する役割だけではなく、様々な場面で交流する機会や場を提供（コーディネート）することで、地域コミュニティの構成員の主体性を引き出していく。そのことが結果的に、地域コミュニティの活動を活性化させていくのである。
- また、地域学校協働活動を通じたソーシャルキャピタルの醸成という観点からも、地域コミュニティにおける学校の機能を最大限に発揮することが求められている。
- 地域学校協働活動は、地域の実情を踏まえ展開されるものであり、学校教育の質的向上を図りながら、地域コミュニティにおける学校の機能を高めていくための中核的役割を担うことが地域コーディネーターに期待されている。
- これは、本審議会の中間のまとめ（平成30年2月）でも述べたことであるが、多くの地域では、学校支援地域本部事業、放課後子供教室推進事業、地域未来塾等の取組が各々の目的・位置付けで実施されており、地域学校協働本部という新たな仕組みの下で、これらの活動を一体的に進める上でも、地域コーディネーターに期待される役割が大きい。

¹⁸ 平成21年7月に公布された「子供・若者育成支援推進法」で掲げた基本理念である。「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者」の例として内閣府『子供・若者ビジョン』で挙げているのは、①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者、②障害のある子供・若者、③非行・犯罪に陥った子供・若者、④子供の貧困問題、⑤困難を有する子供・若者（要保護児童、グループホーム等）、⑥外国人等特に配慮が必要な子供・若者である。

4 地域コミュニティづくりの拠点としての学校の機能を高める

- 子供から高齢者までに至る多世代が協働したり、外国人等異なる文化を有する者たちとの交流により、ダイバーシティ（多様性）があふれる地域コミュニティが形成されていく。
- そのような地域コミュニティにおいては、健康な生活、安全で安心な暮らし、子育て、趣味・教養の充実、職業的・社会的課題への対応、生きがいつくりなどの分野で地域住民の主体的な学びが活発に行われていくようになる。
- 地域住民の主体的な学びの場では、他者との対話や議論が生まれ、これにより人々がつながることの意味を理解し、相互承認を通じた自己肯定感が醸成され、住民同士の絆を強めていくことができる。
- そこで重要となるのが、徒歩圏の中に、恒常的に交流・協働を進めることができる場が設けられていることである。一般的には公民館をはじめとした社会教育施設にその役割を発揮することが期待されるのであるが、大都市・東京では、人口比に対して設置されている社会教育施設の数が圧倒的に少ないというのが現状である。
- そこで、注目されるのが「地域コミュニティの拠点としての学校」の役割である。これまで「開かれた学校」という考え方の下、学校は地域住民に対し、運動場や体育館をはじめとした学校施設の開放に努めてきた。
- 学校施設を社会教育の場として利用する際の課題として地域住民が指摘するのは、地域住民が継続的・安定的に学校施設を利用できる状況にない¹⁹ことがしばしば生じることである。学校施設は子供たちへの教育を行う場所であることは誰しもが認めるところであるが、その一方で、学校という施設は、住民の共有財産でもあり、災害時の避難所としての役割も期待されている。地域学校協働活動を推進するという観点に立って、地域コミュニティの拠点としての学校の持つ意味を捉え直す時期がきているのではないだろうか。
- 東京都の場合は、長期的には人口減少が進むものの、短期的には児童・生徒数が増加するという地域も少なくない。もちろん、子供たちに学校教育を受ける場を確保することが最優先されるべきであることは言うまでもないが、子供たちを教育していく上で、地域コミュニティの構成員の協力を得た学校運営の視点を学校施設の活用化の面でも生かしていくことが全ての教育関係者に求められる。

¹⁹ その理由として代表的な意見として、「校長の交代により、学校施設開放に対する考え方が全く変わってしまった。」ということが挙げられる。

- また、子供たちが心豊かで、健やかに育ち、学力や社会性（市民性）を身に付け、社会の有為な形成者として成長していくためには、地域学校協働活動を活性化させることを通じて、子供の育ちを支える基盤を作ることが必要である。
- 子供の育ちを支える基盤（プラットフォーム）を地域コミュニティの中でいかに創出するのか。その事例として、横浜市立東山田中学校「校区コミュニティ」の取組を紹介したい。
- 東山田中学校は、平成17年度に神奈川県初のコミュニティスクールとして新たに開校された学校である。特徴的なのは、中学校内に地域住民の「生涯学習の場」、「地域活動の場」及び「学校と地域をむすぶ場」として、コミュニティハウスが併設されたことである。
- コミュニティハウス内に学校支援地域本部（やまたろう本部）の事務局を置き、例えば、学校と家庭と地域をつなぐ情報共有のツールとして「コミュニティカレンダー」を作成するなどして、3小学校と中学校のネットワーク化に取り組んでいる。
- 東山田中学校の学校支援地域本部の取組の中で注目すべきは、小中学校への学校支援ボランティアのコーディネートや中学生へのキャリア教育支援をはじめとした学校支援活動の企画・実施にとどまらず、大人の学びへの支援を生涯学習事業として位置付け、実施していることである。
- 学校施設内に設置されるコミュニティハウスのレイアウトを上記に示したが、この中で最も重要な役割を果たしているのが「サロン」である。
- 「サロン」は、子供から高齢者まで多様な地域住民が集まり、気軽にまた自由に交流できる場であり、地域住民にとっての居場所としての役割を果たしている。ここで目指しているのは、地域住民のコミュニケーションが活性化される拠点（プラットフォーム）としての機能を「サロン」が発揮することにより、地域の人々が相互に助け合い、学び合う公共空間が生まれることである。
- この「サロン」は、一種のコミュニティカフェ²⁰と捉えることができるが、東山田中学校区では、これが学校内に設置されていることが最大の特徴である。学校内に拠点が設置されることにより、計画的かつ安定的にアクティブ・シニア（元気高齢者）をはじめとした地域住民の力を学校支援活動に生かせるようになっていくのである。

²⁰ コミュニティカフェとは、「人と人とを結ぶ地域社会の場や居場所の総称」で、長寿社会文化協会（WAC）が定義したもの。2000年以降に急速に地域で展開され、その運営はNPOや任意団体、個人で担われ、場所としては、空き家、空き店舗、自宅などを利用して開設されているケースが多い。地域住民が集い、交流し、情報交換することに重きを置いているのがコミュニティカフェの特徴である。

【横浜市立東山田中学校区 校区コミュニティの取組】



**東山田中学校区
やまたらう本部の
活動を紹介します！**



学校と家庭と地域をむすぶ コミュニティカレンダーの作成

全国初のコミュニティカレンダー
山田小、北山田小、東山田小、
東山田中の他、町内会、自治会、
地域の団体スケジュールが載って
います。

やまたらうネット
中学校区のホームページ開設
www.yamataro.net

10年後の社会人 東山田中学校区キャリア教育支援

1年 プロに学ぶ
30人以上の各業界の若いプロを招き
人生、キャリアなどの話を取材

2年 職場体験・取材
約100ヶ所の企業、
休業所で3日間の職場体験

3年 模擬面接
30人以上の地域の面接官ボランティアに
よる模擬面接

小中学校への学校支援 ボランティアコーディネート

■実施プロセス
このような順番でコーディネートが行われます

学校支援ボランティアの現状把握 → ニーズに応じた養成講座開催 → ボランティア登録 → コーディネート

■学校支援ボランティアの活動例
社会見学付き添い / 授業サポート / 模擬面接の面接官 /
HP 運営サポート / 図書室カウンター補助 /
火おこし体験補助 / プールの監視など

ボラティアハンドブック
「学校へ行こう～大人も学べる学校支援ボランティア」の発行

大人も子どももチャレンジ 英検・漢検の運営

・英検：年2回開催
・漢検：年1回開催

学校と子どものための 岩手県山田町応援プロジェクト

・山田町パネル展 / 物産展
・子どもと学校のための募金
・教職員研修のコーディネートなど

学校支援のために やまたらうファンド運営

・やまたらう BOX 運営
・イベント時のガラポンくじ等



やまたらう
「やまたらう」は東山田中学校区の
シンボルマークです
平成19年公募作選の中から
日比野克広氏監修のもと決定しました

東山田中学校区で展開される様々な学校支援活動

- ・児童の下校を見守る「見守り隊」、「わんわんパトロール」 ・読み聞かせ ・図書室の整備
- ・まちのせんせい（戦争体験、昔の暮らし、野菜づくり等生活科、家庭科、総合的な学習の時間の支援）
- ・緑の手入れ（グリーンサポーター） ・卒業証書への生徒氏名の記入
- ・講話（平和教育、地域の歴史、福祉教育、健康教育） ・体験学習支援 ・部活動支援
- ・社会科見学の付き添い ・授業サポート ・プールの監視 ・子供図書委員の補助 ・HPの運営補助
- ・模擬面接の面接官 ・キャリア教育レポート添削

大人の学びへの支援～コミュニティハウスの自主事業

- ・コミュニティフェスタ ・サロンコンサート ・大人の和のアート ・パソコン入門
- ・フォークダンス講座（ケアプラザと共催） ・オリジナルコサージュづくり
- ・学校支援ボランティア講座 ・やまたらうファンドの立ち上げ ・手作り品の常設バザーコーナー 等

東山田中学校コミュニティハウスは
「身近な生涯学習活動の場」「地域活動の場」「地域と学校をむすぶ場」として
大人も子どももともに学び交流する施設として幅広く利用できます



郷土の歴史等情報コーナー



約 3,000 冊の絵本



横浜開港 150 周年記念
FUNE プロジェクトで制作

<ほっぶ・すてっぶ・キャンプ>



竹を切り出し流しそうめん



中学校の中庭に面した
開放的な空間



楽しい実験



<おやこの広場>



ある日のサロン



<土曜クラブ>



様々なイベントに参加



<パパも一緒に！親子体操>



<サロンコンサート>

5 学校内に地域交流の拠点を設置する

- 本建議においても指摘してきたように、子供たちが心豊かで、健やかに育ち、学力や社会性（市民性）を身に付け、社会の有為な形成者として成長していくためには、地域コミュニティの中に多世代交流が図られる場（拠点）が恒常的に設置されることが望ましい。
- 本格的な人口減少社会の到来を迎え、行政として、新たに住民サービスを提供する施設を建設することは次第に困難な状況になりつつある。今後は、学校が持つ地域拠点性に着目し、地域住民の徒歩圏内に様々な人々と出会い、交流し、社会参加できる場を学校の中に設置することが有効な方策として考えられる。言い換えれば、学校を子供たちへの教育を担う機関として捉えるだけでなく、地域住民の交流及び地域福祉展開の拠点としても位置付けるのである。

- また、このことは、学校教育にとっても大きなメリットをもたらす。新しい学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域住民をはじめとした外部人材の協力が不可欠である。平日の昼間の時間に恒常的に学校教育に関わる人材の多くは高齢者層になると予想される。アクティブ・シニア（元気高齢者）の社会参加・自己実現を図ることができる場として学校教育及び放課後活動への支援を位置付けることで、子供と高齢者のふれあい・交流活動を活性化させ、子供の情操面での教育効果も期待できる。また、アクティブ・シニア（元気高齢者）をはじめとした地域住民の教育参加により、学校への支援機能が強化され、学校の働き方改革にも寄与することが可能となる。
- 学校内に地域交流拠点を設置することにより、地域における多世代交流が活性化され、子供と地域住民、地域住民同士のつながりを深め、その地域のソーシャルキャピタルを向上させることができる。そのことによりもたらされる効果を以下に整理した。

【学校教育にもたらす効果】

元気高齢者をはじめとした地域住民が学校教育への支援にかかわることで、

- ・ 児童・生徒が多世代の地域の人々との交流を行うことで学習意欲の向上が図られる。
- ・ 教員の負担軽減が図られる。
- ・ 地域住民の学校への信頼度・愛着度が向上する。

【放課後・休日等に行われる子供たちの活動にもたらす効果】

- ・ 地域の人々との交流や異年齢集団活動を通じて、子供たちが学校ではできない体験をすることができる。
- ・ 保護者たちが安心して子供たちを放課後・休日活動に参加させることができる。

【アクティブ・シニア（元気高齢者）をはじめとした地域住民にもたらす効果】

- ・ 地域住民の社会参加・社会貢献意識を向上させることができる（自己実現の機会を提供できる。）。
- ・ 地域内のグループ・サークル活動（いわゆる社会教育活動）を活性化させることができる。
- ・ 多世代間交流事業等を実施することで、地域の絆（きずな）意識を向上させることができる。

- これらの効果が期待できるのにもかかわらず、これまでは地域交流の拠点を学校内に設置することが実現されなかった。その背景には、学校関係者の問題意識、行政サービスの縦割り等様々な問題がある。この状況を打破していくためには、地域交流拠点を学校に設置することのメリットをエビデンスとして、広く都民及び教育関係者に示していく必要がある。
- そこで、本審議会としては、東京都が区市町村と連携して、研究開発事業を実施することを提案する。これをイメージ化したものが【図4】である。

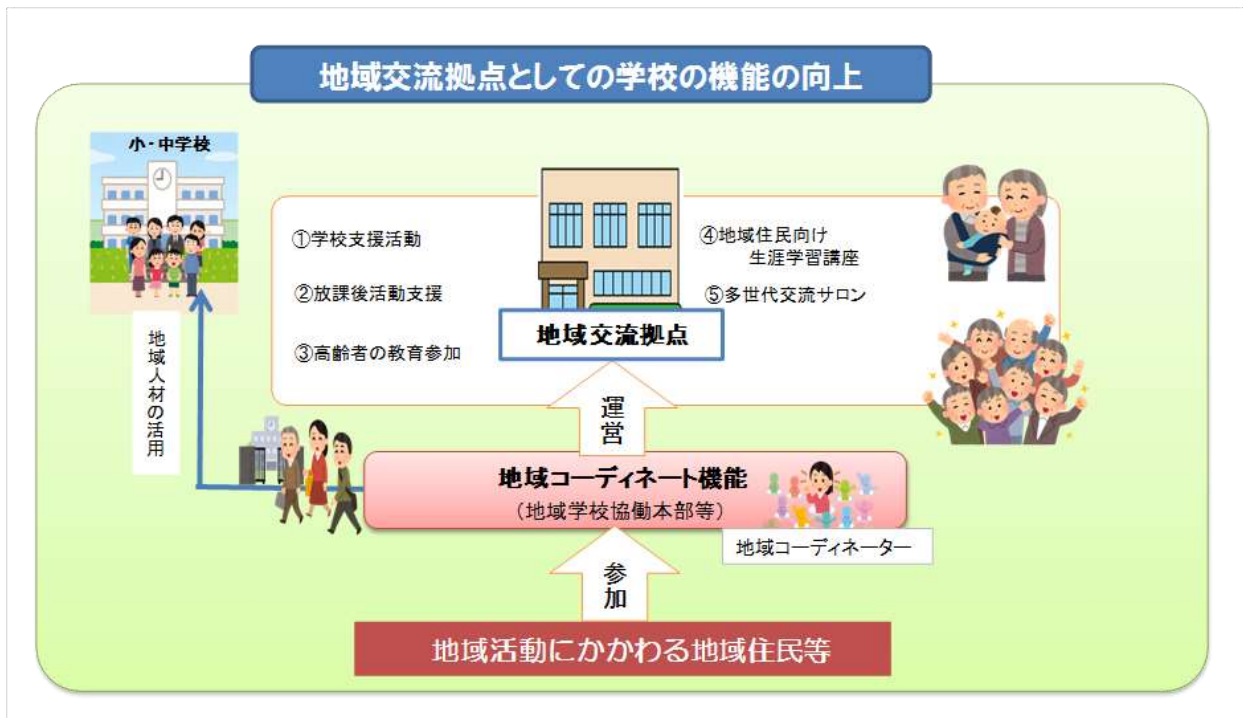


図4 地域交流拠点としての学校のイメージ

- 研究開発事業では、地域住民の交流拠点を学校に設置することが地域の教育や福祉に及ぼす効果について、検証することを目指す。教育にとっては、「学校教育支援活動の充実」、「教員の負担軽減への寄与」、「放課後や休日における子供たちへの学習・体験活動の活性化」そして、「子供が安全・安心に過ごせる居場所の提供」等といった観点から、福祉にとっては、「学校区（徒歩圏内）におけるアクティブ・シニア（元気高齢者）の社会参加促進」、「子供から高齢者までの多世代型地域交流活動の活性化」、「アクティブ・シニア（元気高齢者）等による子育て中の保護者への支援活動の充実」等といった観点からの検証が求められる。そして、その結果を、区市町村にフィードバックすることにより、学校を地域住民の交流拠点として活用することの有効性を示していく必要がある。
- また、学校との協力・信頼関係を確保しながら、地域交流の拠点を継続的に維持していくためには、拠点を安定的に運営する事務局が常置されることが望ましい。例えば、その事務局を地域学校協働本部が担うことも有効な案として考えられる。
- この事務局の中核を担うのが地域コーディネーターである。地域コーディネーターの役割は大別して二つある。一つは、学校支援を担うコーディネーターとしての役割であり、もう一つは、地域の社会資源（例：自治会、NPO、地元企業、高校、大学、福祉団体等）を地域交流拠点に結集させるコーディネーターとしての役割である。

- 地域コーディネーターは必ずしも、一人である必要はない。本審議会としては、むしろコーディネーター役を、地域コミュニティを支える複数のメンバーで担うことが重要だと考える。地域コミュニティにおける多世代交流を持続可能なものにしていくためには、多様な担い手による活動を継続的かつ安定的に実施する仕組みをつくることが不可欠だからである。

第3章 都立高校等における「地域と学校の協働」の進め方

- これまで、主に学校区を基本単位とした地域コミュニティを中心に地域学校協働の在り方を整理してきた。本章では、都立高校における地域学校協働をどのように考えていくべきかについて、整理していく。

1 高校生が地域コミュニティとつながる意義

- 都立高校における地域学校協働を考える前に、高校生にとっての地域コミュニティが持つ意味を整理しておく必要がある。
- 小中学生にとっての地域は、基本的には学校区（徒歩圏）の範囲で捉えることができる。しかし、高校生の場合は、必ずしも地元にある高校に進学するわけではないため、学校区を超えた形で、地域とのかかわりを持つことになる。
- まず、最初に挙げられるのは、その高校が存立する地域とのかかわりである。高校生がボランティアとして、地域コミュニティの活動に参加するということや学習の中の体験活動を通じて、地域コミュニティとの出会いが生まれる。
- 例えば、都立高校生が地域の小学校に出向き、ボランティアとして放課後の時間に子供たちの学習支援を行ったり、学校設定教科である『人間と社会』の学習の一環として、地域で環境学習に取り組むグループの協力を得て、生活の中で出る廃材を利用して、小物づくりを行い、それを高齢者施設の居住者にプレゼントするなどといった取組が実施されている。
- 次に挙げられるのは、企業やNGO、NPOといった、いわゆる地域の範囲を越えたテーマ型コミュニティとのかかわりである。企業とのかかわり而言えば、キャリア教育の一環としての職業人との交流をはじめ、ジョブシャドウイング²¹に取り組むことなどが挙げられる。NGOやNPOとのかかわりでは、団体に取り組む活動への理解やプログラム体験を通じて、グローバルな課題や地域の中にある様々な生活課題への気付きが得られるようになる。
- このように考えれば、高校生たちが将来の社会を担う人材へと成長していき、シティズンシップ（市民性）を身に付けていくためにも、高校生にとって地域及びテーマ型のコミュニティとつながることは重要である。

²¹ ジョブシャドウイングとは、米国で定着している職業教育の一つで、高校生等が半日程度、企業で働く従業員に「影」のように密着して行動を共にし、その仕事ぶりや職場の雰囲気を観察するというもので、職業観の形成が目的とされており、高校生等が職業について具体的に体験するとともに、自分が目指すべき職業について広い視野を持って考える機会を提供しようとするものである。

- ここで、国の動きを紹介する。文部科学省が平成 28 年度から始めた「全国高校生 S B P 交流フェア」がある。S B P とは、Social Business Project の略で、「地域ビジネス創出事業」のことを指す。この取組は、全国の高校生が地域課題の解決に向けて、ビジネスの手法に学びながら、自ら開発した商品を紹介・販売することを通じて交流し、互いの活動を評価しながら、高校生が社会人として成長していくことを目指す。またこの取組を通じて高校生が地域の活性化に寄与することも目指している。
- S B P の取組を通じて、高校生たちは、地域の資源を知り、見直し、活用して、「まちづくり」や「ビジネス」を提案していく。高校生が主体的に取り組む活動を、地域コミュニティの人々が応援していくのである。

(S B P の参考事例) 三重県立相可高校食物調理科調理クラブ『高校生レストラン』

- 平成14年に地元多気町と連携し、農業公園「五桂池ふるさと村」に、高校生が休校日の土・日・祝日に営業する研修レストラン「まごの店」を開設。高校生は、仕入れから、調理、接客並びに経理まで一貫して行う。
- 当初は、野外テントで運営していたが、高校が文部科学省事業*1の指定校となったことを契機に、平成17年度に多気町及び三重県が共同で現在の研修レストランを建設し経営を拡大した。
- 隣接する農産物販売所を含む地元食材を活用した料理を提供し、連日満員の賑わいを見せている。年間食数は約1万5千食*2、売上高は約5千万円*3。運営にかかわる材料費、施設管理費及び水道光熱費等を含め、自治体からの補助を受けずに運営している。



レシピ開発等 (出典:「第1回 全国高校生SEP交流フェア」レポート)	「せんはいの店」 (出典: せんはいの店)	ドラマ化 (出典: 日本テレビ)	当取組の評価(一部)																		
			世界を舞台に (出典: 外務省)	町PRに (出典: 多気町)	ふるさと納税の返礼品に (出典: 多気町)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>主催者</th> <th>表彰名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年</td> <td>国土交通省</td> <td>手づくり郷土賞「大賞」</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>総務省</td> <td>地域づくり総務大臣表彰「優秀賞」</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>フード・アクション・ニッポン</td> <td>コミュニケーション・啓発部門「最優秀賞」</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>全国農業協同組合中央会(JA全中)</td> <td>日本農業賞特別部門食の架け橋賞「大賞」</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>国土交通省</td> <td>手づくり郷土賞「地域整備部門賞」</td> </tr> </tbody> </table>	年度	主催者	表彰名	平成26年	国土交通省	手づくり郷土賞「大賞」	平成23年	総務省	地域づくり総務大臣表彰「優秀賞」	平成21年	フード・アクション・ニッポン	コミュニケーション・啓発部門「最優秀賞」	平成18年	全国農業協同組合中央会(JA全中)	日本農業賞特別部門食の架け橋賞「大賞」
年度	主催者	表彰名																			
平成26年	国土交通省	手づくり郷土賞「大賞」																			
平成23年	総務省	地域づくり総務大臣表彰「優秀賞」																			
平成21年	フード・アクション・ニッポン	コミュニケーション・啓発部門「最優秀賞」																			
平成18年	全国農業協同組合中央会(JA全中)	日本農業賞特別部門食の架け橋賞「大賞」																			
平成17年	国土交通省	手づくり郷土賞「地域整備部門賞」																			

- 文部科学省は、平成 30 年 8 月 20 日付初等中等教育局長及び生涯学習政策局長名で「地域との協働による高等学校改革の推進について(通知)」を出した。そこでは、高等学校改革において地域との協働が求められる背景を説明している。その要点は、①新高等学校学習指導要領への対応(社会に開かれた教育課程を重視する)、②地域学校協働活動法制化への対応(高校生が地域課題を解決する取組を地域住民とともに企画・実施する)、③「Society 5.0」²²への対応(高等学校が地元市町村や企業等と連携しながら、高校生の地域課題の解決等を通じた探究的な学びの場を提供する)を挙げている。

²² 「Society 5.0」とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ新たな経済社会を指す。具体的には、①サイバー空間とフィジカル空間を行動に融合させることにより、②地域、年齢、性別、言語等により格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、③人々の快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会のことをいう。

- また、平成 34（2022）年 4 月に予定される成年年齢の引下げに伴い、高校在学中に成人となる者がいることもあり、高校段階でいかに社会人・職業人としての資質や能力を培うかということも視野に入れた対応策を講じる必要がある。

2 企業・NPO等と都立高校との協働の必要性

- 東京都教育委員会は、平成 24 年 2 月に『都立高校改革推進計画・第一次実施計画』を策定し、目標Ⅱとして「変化する社会の中での次代を担う人間の育成」を掲げ、具体的項目として「職業的自立意識の醸成」と「グローバル人材の育成」の二つを示した。
- 次いで平成 28 年 2 月に策定された『都立高校改革推進計画・新実施計画』においても、目標Ⅰで「次代を担う社会的に自立した人間の育成」の 4 として「社会的・職業的自立意識の醸成」を掲げている。その（1）「キャリア教育の推進」の中では、主権者意識の醸成や新教科「人間と社会」の実施とともに、企業・NPO等との連携によるキャリア教育の推進を掲げている。
- 教育庁地域教育支援部では、これらの計画に基づき、平成 25 年度から「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を実施している。この事業は、社会教育主事がコーディネーターとなり、高等学校への教育支援を希望する企業・NPO等のネットワーク化²³を図るものであり、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることを目的として、企業・NPO等のプログラムを、普通科高校を中心に実施するものである。
- 具体的内容は、職業人へのインタビューやグループワーク等を通じて、高校生が働くことの意義や役割、将来設計等について学んだり、コミュニケーションスキルやチームワーク、課題解決能力の向上等を図るなどの参加型プログラムであり、学校側のニーズに応じた多様な教育プログラムとして、都立高校からも評価を受けている。
- 事業実施上の課題としては、学校ニーズに対応した多様な教育プログラムの提供が高校側から評価されている一方、教員のカリキュラムマネジメントスキルが不足しているため、教育プログラムの系統的活用がまだ十分にできていないことが挙げられる。

²³ 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課では、教育支援を希望する企業やNPO等と東京都教育委員会との間で、教育支援ネットワークを形成し、学校を支援する仕組みとして、平成 17 年 8 月に「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」を設置した。「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」においてもこのネットワークを活用し、普通科高校を中心とした都立高校に対し、企業・NPO等が開発したキャリア教育プログラムを提供している。

- 教育プログラムを開発する側の課題としては、時代状況の変化に的確に対応したプログラムを開発していくことが挙げられる。例えば、成年年齢の引下げに伴う対応がある。民法上の成年²⁴になることは「一人で契約をすることができる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味を持つ。高校生うちに、自立した社会人になることの意味を考える機会を提供することは、ますます重要になってくる。

○ 金銭基礎教育プログラム Money Connection® (稼ぐ編) (支援団体) NPO法人 育て上げネット

〈概要〉

生きていくために必要な「お金」と「働くこと」の基本的な知識について、生徒参加型のカードを使ったシュミレーション形式で学習するプログラム。働き方を選択するのは、自分自身であり、将来を見据えた進路選択の大切さを学ぶことができる。

〈導入実績〉 都立一橋高校(定)、都立練馬高校、都立高島高校、都立足立西高校、都立野津田高校、都立東大和南高校、都立神津高校など

〈教員からの評価〉

- ・ 生徒たちが積極的に参加し、意見を出し合っていることに驚いた。
- ・ 自分の将来のことについて、ワークを通じて、生徒たちが主体的に考えられることから、自然に学習意欲が生まれるきっかけとなっている。



○ 「職業人へのインタビュー」ワークショップ (支援団体) NPO法人 16歳の仕事塾

〈概要〉

生徒は始めに職業人から、高校生時代の話や職業を選んだきっかけ、仕事をする上で大切なことなどを聞く。次に、ファシリテーターによる職業人へのインタビューの見本を見て、インタビューのポイントを学び、最後に、生徒がグループごとに職業人へインタビューを行う。自らの将来を考えるヒントを得るとともに、インタビューの仕方を学ぶことで、初めて会う人や異世代との会話の仕方、話の聞き出し方を学ぶことができる。

〈導入実績〉 都立鷺宮高校、都立八潮高校、都立蒲田高校、都立翔陽高校、都立南平高校など

〈教員からの評価〉

- ・ 講師の話聞いて質疑応答という内容ではなく、インタビューの模範を見て、話し合い、インタビューするというプロセスを経ることで、生徒たちが、講師の働くことへの思いをしっかりと知ることができた。



- また、オリンピック・パラリンピックのレガシー(遺産)²⁵をどのように継承していくか、という点からダイバーシティ(多様性、共生社会)について考えることができる参加型教育プログラムの提供も求められるなど、今後更に企業・NPO等と都立高校との協働を進めていく必要がある。

²⁴ 例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、商品を購入した時にローンを組むなどが可能になるほか、親権に服さなくなるため、自分の住む場所や進学や就職などの進路も自分の意思で決定することが可能になる。

²⁵ 国際オリンピック委員会 (IOC) によれば、レガシーとは「長期にわたる、特にポジティブな影響」とされている (IOC “Olympic Legacy and Impacts”)。オリンピック・パラリンピックの開催を契機として社会に生み出される持続的な効果がオリンピック・レガシーであり、IOC は、①スポーツ、②社会、③環境、④都市、⑤経済の5分野を挙げている。例えば、2012年に開催されたロンドン・オリンピックにおけるレガシーの具体例としては、ボランティア意欲の向上、参加者の増加、文化プログラムへの参加、障害者のスポーツ参加の向上などがある。

3 都立学校に「個に応じた支援」の視点を—自立支援チーム派遣事業の取組

- 平成 28 年 2 月の第 9 期東京都生涯学習審議会建議の提案を受け、東京都は平成 28 年度から、全ての都立学校を対象に不登校・中途退学対策を実施するため、54 名のユースソーシャルワーカー（以下「YSW」という。）、ユースアドバイザーからなる都立学校「自立支援チーム」派遣事業を施策化した。
- この事業は、不登校や中途退学の課題が顕著な都立高校を自立支援チームの継続派遣校として指定し、学校側には自立支援チームの YSW と校内で教育相談や生活指導等を担当する教員との連携とともに、不登校・中途退学対策に対する体制づくりの中核的役割を果たす「自立支援担当教員」を配置することなど、学校の組織的対応を求めたところに大きな特徴がある。
- 加えて、東京都学校経営支援センターにも「自立支援担当統括学校経営支援主事」を配置し、学校側の組織体制づくりの支援に取り組んでいる。

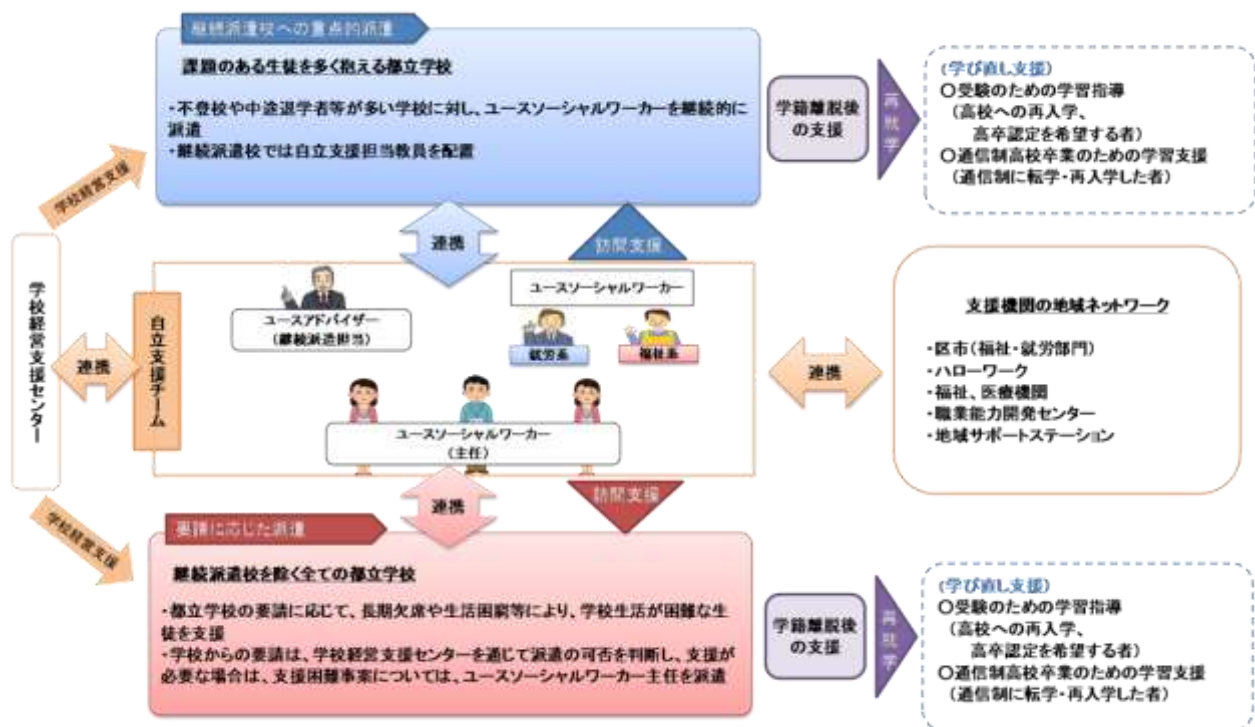
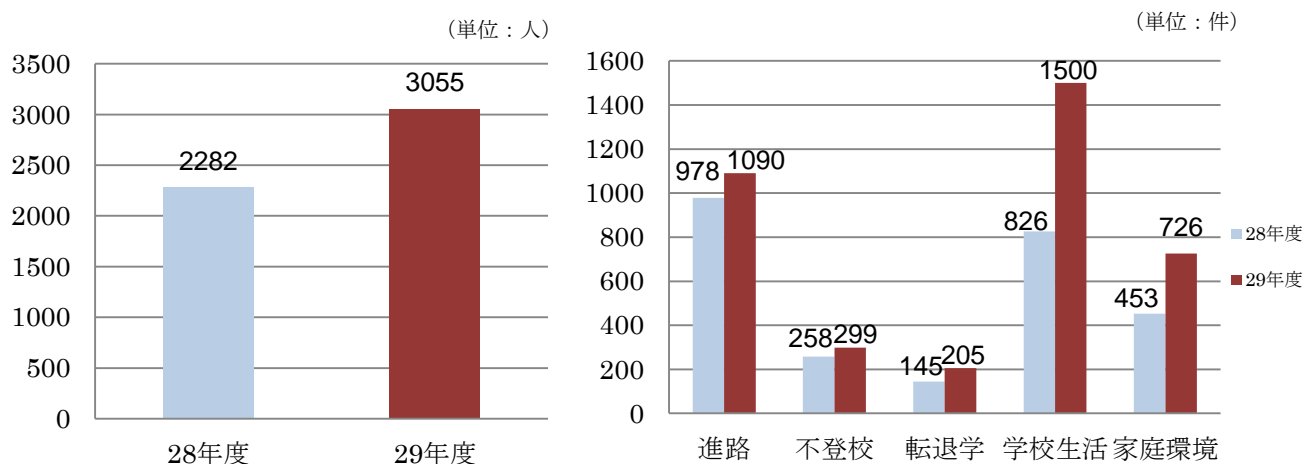


図 5 都立学校「自立支援チーム」派遣事業の仕組み

- 自立支援チーム派遣事業の第二の特徴は、都立高校を中途退学した者に対して、本人又は保護者の要請があれば、YSW が進路支援を継続するということである。これは、平成 24 年度に東京都教育委員会が実施した『都立高校中途退学者等追跡調査』の結果を踏まえたもので、都立高校の中途退学者が、中途退学後次の進路に向けた準備を始めるのに平均して 5.6 か月もの期間を要していることを受けてのものである。平成 29 年度には、130 名の若者がこの仕組みを活用して、次の進路を見つけることができた。

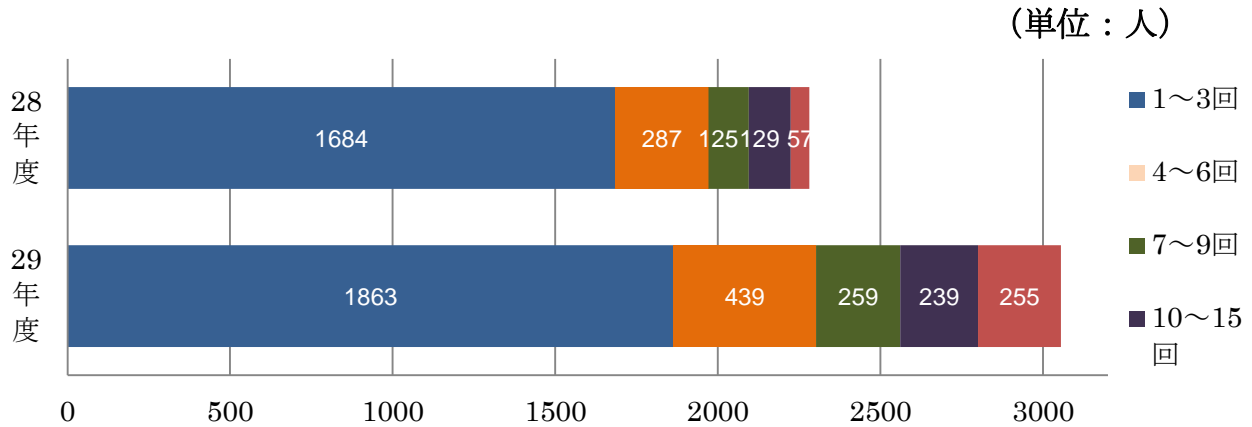
- また、第三の特徴として挙げられるのは、都立高校の中途退学者を対象に、若者支援NPOと連携し、学び直しの機会を提供したことである。
- そして、第四の特徴は、継続派遣校に指定された都立高校の自立支援担当教員が、学校外の福祉、医療、雇用、労働といった関係機関の役割を理解し、より効果的な活用が図られるよう、関係機関の職員と自立支援担当教員との間の協議の場（都立高校生進路支援連絡協議会）を設置したことである。
- このように、複雑・多様化する生徒の福祉的課題や生活課題に一人のスクールソーシャルワーカーが対応するという方法と異なり、東京都では、複数のユースソーシャルワーカーから成る「自立支援チーム」を編成し、組織的に問題解決に向けた取組を採用している。一人一人の生徒への支援に教育行政としてしっかり対応していこうという姿勢は高く評価できるものである。
- こうした取組を進めたことが功を奏し、自立支援チーム派遣事業が、都立学校関係者の間に浸透するまでに多くの時間は要しなかった。表3に自立支援チームの活動実績を記したが、これを見ても、都立学校の中に着実に自立支援チームの取組が浸透していることが分かる。

表3 都立学校「自立支援チーム」の活用状況



- 自立支援チームの課題を挙げるとすれば、第一は、表4を見ても分かるように、仕組みが高校側に浸透していくに伴い、支援困難案件が増加傾向にあり、課題解決に相当な時間を要するケースが増加してきたことである。このような窮迫した対応を要する困難ケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図ることが求められている。

表4 都立学校「自立支援チーム」の支援回数



- これまでのスクールソーシャルワーカーの取組事例の多くは、生徒に何らかの問題が発生してから、事後的に対応するというパターン（事後対応型）であった。事後対応型の対応では、問題が深刻化し、問題解決に至るまで相当の時間を要する場合が少なくない。
- そこで、第二の課題として挙げられるのは、自立支援チームの取組を生徒に生じるであろう様々なリスクを未然に回避するという取組に重点をシフトしていくことである。そのために必要なのは、「個に応じた支援」の視点を都立学校と自立支援チームとの間で共有することである。
- 「個に応じた支援」の視点とは、生徒が学校生活を円滑に送る上でリスクとなる要因（例えば、不登校経験、発達障害、家族問題、生活問題等）を事前に把握し、YSWやスクールカウンセラーの協力を得ながら、適切なアセスメントを行い、どのような支援が必要かを考えることである。

4 高校生支援にユースワークの視点を取り入れる

- YSWを導入した効果の一つとして、「ユースワーク」の手法を導入したことが挙げられる。ユースワークは、主にヨーロッパ各国において若者が大人へと移行していく時期を支える活動であり、教育と福祉の双方の領域にまたがる活動であること、若者の自発性や自己選択を尊重するというスタンスがあることなどを特徴としている。
- ユースワーク自体の定義は多様であるが、イギリスの場合は、以下に挙げる目標が示されている。

楽しさとチャレンジとを学びに結びつけた“非形式的な教育”を通して、若者が自分自身のこと、周りの人々のこと、そして社会を知っていけるように手助けし、また、若者の個人としての成長と社会性の開発を促し、若者がコミュニティや社会に対しても声を出し、影響を与えることができる位置付けを得られるようにする。

(出典) What is youth work, The NYA guide to youth work ; National Youth Agency(2007)

翻訳は、(公財)京都市ユースサービス協会による

- ユースワークで重視しているのは、若者（高校生）自身の成長を促すための環境調整である。いわば、直接教育者が高校生に指導、教育をするというのではなく、高校生自身にとって、楽しいと感じられる場や自ら挑戦してみようという気持ちになるような環境（いわゆる「学習環境」）をユースワーカーが設定するのである。
- 自立支援チーム派遣事業においても、いくつかの高校でユースワークが実施された。例えば、「校内カフェ」²⁶の取組である。校内カフェとは、簡単に言えば、校内において生徒たちが自由に交流できる居場所を設ける取組である。
- この取組の背景にはアメリカの社会学者レイ・オルデンバーグが提唱した「サード・プレイス」²⁷という概念があるが、家庭でも（教師－生徒関係を前提とした）学校でもない、第三の居場所を校内に作ることで、高校生の自発的成長を促していこうというねらいがある。
- 校内に生徒の居場所を作り、YSWが高校生との間で保護者や教員とは違った「ナナメの関係」づくりを進める。ここで、YSWは「交流相談」²⁸を通じて、生徒のニーズや課題を把握し、それを支援・援助につなげていくのである。こうした方法で、中途退学を未然に防いだという事例は少なくない。今後、自立支援チームを継続的に派遣する高校においては、是非ともユースワークの手法を取り入れることを提案する。

²⁶ 「校内カフェ」の取組がもたらす効果については、鈴木晶子、松田ユリ子、石井正宏「高校生の潜在的ニーズを顕在化させる学校図書館での交流相談－普通科課題集中校における実践的フィールドワーク」、東京大学教育学研究科『生涯学習基盤経営研究』第38号、2013年、pp.1-17を参照のこと。

²⁷ オルデンバーグは、「サード・プレイス」の特徴を8点挙げている。①中立領域（義務感でその場所にいるのではなく、経済的・政治的に縛られない）、②平等主義、③会話が主たる活動（遊び心や楽しい会話）、④アクセスしやすさと設備（オープンでみんなが訪れやすい環境）、⑤常連・会員（常連がいて、空間やトーンを形成する。新たな訪問者も惹きつける。）、⑥控えめな態度・姿勢（排他的でなく、いかなる個人も受け入れる）、⑦機嫌がよくなる、⑧第2の家（あったかい感情を共有する。この場所に根ざしている感情を持ち、精神的に生まれ変わることを得られる。）

²⁸ 交流相談とは、単なる日常会話ではなく、“場”を活用しながら、関係づくりを行い、その過程で生徒のニーズ発見と生徒の課題発見をする。それから徐々に相談へと移行し、結果として援助につなげる手法のことをいう。

5 都立高校生を対象とした学びのセーフティネットをつくる

- これまで、都立学校「自立支援チーム」派遣事業を通じて、不登校への対応や中途退学の未然防止に取り組んできたところであるが、この事業で重要なことは、都立高校に入学した生徒が高校卒業資格を取得することにある。
- その点から言えば、これまでの取組において、十分な対応ができていないことがあった。それは、生活上の様々な不安を抱えている生徒たちが入学した高校を辞めずに、卒業に導くための緩やかな支援の仕組みを作ることである。言い換えれば、同じ悩みを抱える生徒同士が交流するとともに、生徒が安心して生活や進路について相談ができる「居場所」を提供することである。
- 先に校内の居場所づくりについて述べたが、ここで提案するのは、学校外での居場所の提供である。そこでは、学習面、生活面、精神面で不安を抱える生徒一人一人に寄り添い、きめ細かな対応ができるセーフティネット的機能を持つことが重要である。
- 学校外の居場所で受け入れる対象となる生徒としては、学校復帰を望んでいるものの、学校に通えない状況がある生徒や日頃生徒同士の交流機会が少ない通信制課程に通学する生徒及び都立高校を中途退学し、高校への再就学を希望する者²⁹等が考えられる。
- この居場所において、重視すべきは「ピア・カウンセリング」的視点である。「ピア(peer)」とは、仲間という意味であり、同じ悩みや辛さを経験した者同士が率直に話し合い、お互いの相談に乗ることを意味する。
- ピア・カウンセリングには、二つの目的がある。一つは、悩みを共有し、共感できる仲間を持つことで精神面でのサポートを行うことである。ありのままの自分が認められることで、自分で自分自身を受け容れられるようになる、つまり、自己肯定感が持てるような環境を作ることである。
- もう一つは、自立した生活を送ることの意味を仲間の経験を聴くことによって学ぶ機会を作ることである。ここで重視すべきは当事者性の視点である。当事者性とは、「問題になっている事柄に対して、個人的に直接的な体験を持っていること」である。当事者として、ある困難を乗り越えた経験を聴くことにより、「(自分自身が)まず問題と出会い、その問題を自分の問題として捉え、その問題解決のために考え、行動を起こす」というプロセスを経ることで、課題を抱えていた生徒たちが自己形成を遂げていくのである。

²⁹ 都立学校「自立支援チーム」派遣事業においては、本人及び保護者の希望がある場合、都立高校を中途退学後、2年間は YSW が継続支援をすることとしており、YSW が中途退学したものを学校外の居場所へ紹介（リファー）することも考えられる。

- 学校外の居場所づくりの際に重要なことが三点ある。第一に、若者支援に豊富な経験を持つスタッフを配置することである。そのスタッフに求められるのは、生徒自身の自己形成を支援するという視点を持つことである。
- 第二に、ボランティア活動、自然体験活動、職業体験活動等様々な体験活動やグループ活動の機会を提供することである。居場所に参加する生徒たち自身が社会とのつながりを作り、人々との関係性の中で生活することの意味に気付くことである。
- 第三に、不登校などの状況にある生徒たちの中には、十分な基礎学力が習得できていない者もあり、そうした生徒たちへの学習及び学習習慣づくりの支援を行うことである。そのためには、一人一人の学力段階に応じた支援を可能とする実施体制を確保することが求められる。
- このような機能を持つ学校外の居場所の運営には、若者支援に実績にあるNPO等の民間団体の協力を得るなどして、生徒のニーズに柔軟に対応できる体制を作ることが重要である。

6 今後の都立学校公開講座の在り方

- 都立学校における「地域と学校の協働」の取組として、以前から実施されてきたものに都立学校公開講座がある。都立学校公開講座は、「都立学校の人材や施設等の教育機能を開放し、地域住民に学習の機会を提供することにより、地域及び家庭の教育力の向上に資すると共に、開かれた学校づくりの一手段として、学校が地域とのパートナーシップを築きコミュニティ形成に寄与すること」を目的に、昭和58年度から取組を開始し、平成10年度から都立学校全校で実施しているものである。
- 講座の内容は、高等学校では「リカレント型講座」（主に成人対象、学校の教育活動として行っている科目等の特色を生かす。）と「地域的・現代的課題講座」（主に児童・生徒や親子を対象に地域や家庭の教育力の向上をテーマとする。）を実施している。また、都立特別支援学校では「障害者本人講座」（障害者本人の自立と社会参加のための学習機会を提供する。）と「ボランティア講座」（高校生以上を対象とし、障害者理解や特別支援学校の活動に対するボランティアを養成する。）を実施している。
- 平成28年度都立学校公開講座の応募者数は、トータルとしては、定員を上回っているものの、定員割れする講座と定員を大きく上回る講座に二分化する傾向がある。
- 公開講座の修了者については、全受講者7,003人のうち93.6%（6,554人）となっている。修了者の年代別男女別内訳及び年齢構成は、表5-1及び5-2のとおりである。

表5-1 修了者の年代別男女内訳（平成29年度）

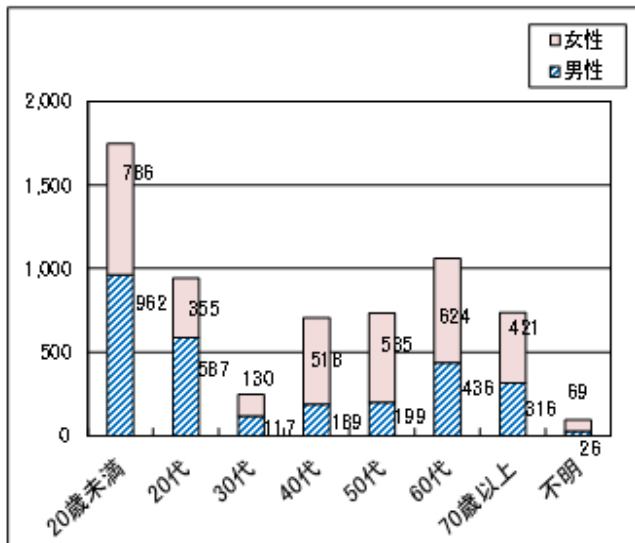
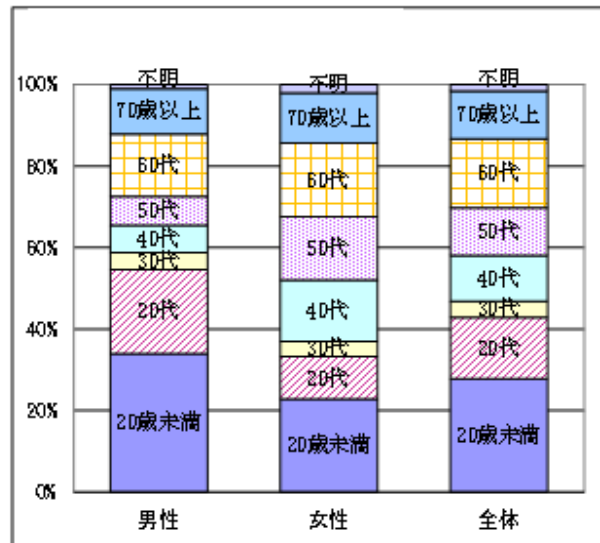


表5-2 修了者の年齢構成（平成29年度）



- 都立学校公開講座については、都民からは「教育資源の地域開放として、公開講座は今後も続けてほしい。」「独自性のある講座については、その特徴を生かした講座を継続するのがよい。」との評価がある一方、「昔と変わらず新鮮味に欠ける。区市の生涯学習センターと似たり寄ったりでマンネリ化している。」という指摘もある。また、「昨今の教員の激務に配慮して、(教員の)負担にならないよう運営していただきたい。」と学校の働き方改革との関連での意見も出ている。
- 実施する都立高校側の意見としては、「講師の人気も高く、都内各地から受講生がやってくるため、学校PRに役立っている。」「本校の実習設備を利用した講座であり、本校のカリキュラムを理解していただく良い機会となった。」と肯定的に公開講座を捉えている高校がある。その一方で「講師を引き受ける教員の確保に苦労した。」「受講生のレベルに差があり、同一内容で進めるのが難しく、講師の負担が大きい。」という意見もある。
- 都立特別支援学校では、「(ボランティア)講座をきっかけに、障害のある方への理解が深められ、地域との交流につながっている。」という肯定的な意見があるものの、「直接学校でボランティアをしてくれる方の発掘には必ずしも結び付いていない。」「(障害者本人講座に参加する)卒業生は増え続けているので、これ以上人数が増えると現在の体制では対応できない可能性がある。」との声も寄せられている。
- このように、事業開始から既に35年が経過し、都立学校公開講座に対する都民の認識も大きく変わってきている。また、「学校の働き方改革」を推進していく意味でも、学校に負担をかけない方策を講じることが不可避である。これらのことを踏まえ、都立公開講座については、制度の根本に遡って見直しを進めていく必要がある。

- 本審議会として、見直しの方向を提示するとすれば、第一に、趣味・教養的な講座の位置付けから、社会参加を促進することを企図した講座内容への転換である。例えば、元気高齢者が地域で活躍していくことをサポートする企画や社会との接点が希薄だった若者たちに社会参加のきっかけづくりとなる講座などの実施が求められる。
- 第二に、特別支援学校の公開講座については、平成 30 年 6 月に閣議決定された国の第 3 期教育振興基本計画で掲げた「障害者の生涯学習の推進」にもあるように、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等様々な機会を提供するという観点を踏まえ、区市町村が実施する施策との整合性を考えながら、講座の内容の再編成を行うことが重要である。
- 第三に、「学校の働き方改革」推進の観点からの見直しである。平成 10 年度以降は、都立学校公開講座の全校実施の方針を取ってきたが、学校側の事情等を踏まえた新たな事業の在り方を考える必要がある。

おわりに

平成 30 年 2 月に出した「中間のまとめ」以降、中央教育審議会からも主要な答申が出されている。

第一は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する具体的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日）である。

「学校の働き方改革」を進めていく上では、「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、企業・NPO等）とともに、地域コミュニティ全体で子供たちの成長を支え、地域学校協働活動を進めながら学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図っていくことが重要であるとの指摘がなされている。

第二は、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成 30 年 12 月 21 日）である。

この答申では、生き生きとした地域コミュニティを形成し、地域が直面する様々な課題の解決に向けた地域住民の主体的な活動を活発化させるための基盤の形成が社会教育に求められていることを指摘している。

中でも重視するのが「人づくり」「地域づくり」を通じた地域の活性化である。学びの場を通じた地域住民相互のつながりがソーシャルキャピタルの醸成につながり、次代を担う子供たちを育成するための土台がつくられていくとしている。

これらの指摘は、本建議の内容と通底するものであり、地域と学校の協働の取組（地域学校協働活動）を推進することが今後の教育行政に期待されている。

そのような中、本審議会の審議内容を受け、東京都教育庁は、平成 31 年度に「Tokyo スクール・コミュニティ・プロジェクト」を施策化した。このプロジェクトの内容は、①放課後子供教室の充実、②地域学校協働活動を推進するため。区市町村単位での統括コーディネーターの配置、③学校との連携による高齢者の社会参加促進事業から構成される。いずれの取組も、地域交流の拠点としての学校の機能を向上させる観点から施策化が図られている。

人口減少社会の下、子供たちの育成を図っていくためには、高齢者、若者、企業、NPO等といった多様な主体の参画による持続可能な地域づくりが不可欠である。本建議の内容が教育行政関係者、学校関係者をはじめ、教育を支える多くの方々の中で活用され、都内各地に地域学校協働活動が広がっていくことを期待する。

参 考 資 料

- 1 第10期東京都生涯学習審議会委員名簿
- 2 第10期東京都生涯学習審議会審議経過

1 第10期東京都生涯学習審議会委員名簿

任期 平成29年7月18日から平成31年7月17日まで

氏名	所属	備考
小山田 佳代	一般社団法人教育支援人材認証協会	
今野 雅裕	政策研究大学院大学 特任教授	会長
坂田 篤	清瀬市教育委員会 教育長	
笹井 宏益	玉川大学 教授	副会長
土屋 佳子	日本社会事業大学 客員准教授 スクールソーシャルワーカー/社会福祉士	
中島 豊	品川区教育委員会 教育長	
墓田 薫	認定特定非営利活動法人育て上げネット 若年支援事業部長	
堀部 伸二	特定非営利活動法人16歳の仕事塾 理事長	
松倉 由紀	一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会	
横井 葉子	上智大学 講師 スクールソーシャルワーカー/社会福祉士	

2 第10期東京都生涯学習審議会審議経過

日 程	主 な 内 容
平成 29 年 7 月 25 日 第 1 回全体会	会長及び副会長の選出 東京都における生涯学習・社会教育施策の現状 社会教育関係団体に対する補助金について
平成 29 年 8 月 29 日 第 2 回全体会	「地域と学校の協働」の今後の在り方について
平成 29 年 10 月 12 日 第 3 回全体会	東京都教育委員会による小・中学校の「地域と学校の協働」を支援する仕組みづくりについて
平成 29 年 11 月 14 日 第 4 回全体会	第 10 期東京都生涯学習審議会 中間のまとめ（案）について
平成 29 年 12 月 26 日 第 5 回全体会	第 10 期東京都生涯学習審議会 中間のまとめ（案）について
平成 30 年 1 月 25 日 第 6 回全体会	第 10 期東京都生涯学習審議会 中間のまとめ（案）について
平成 30 年 4 月 27 日 第 7 回全体会	都立高校における「地域と学校の協働」の今後の在り方について
平成 30 年 5 月 25 日 第 8 回全体会	都立学校「自立支援チーム」派遣事業について 中途退学者等への「学び直し」支援事業について
平成 30 年 7 月 17 日 第 9 回全体会	今後のユース・プラザ事業の在り方について
平成 30 年 9 月 19 日 第 10 回全体会	都立学校公開講座の在り方について
平成 30 年 11 月 20 日 第 11 回全体会	第 10 期東京都生涯学習審議会 建議（案）について
平成 30 年 12 月 25 日 第 12 回全体会	第 10 期東京都生涯学習審議会 建議（案）について
平成 31 年 1 月 29 日 第 13 回全体会	第 10 期東京都生涯学習審議会 建議（案）について